

南大隅町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

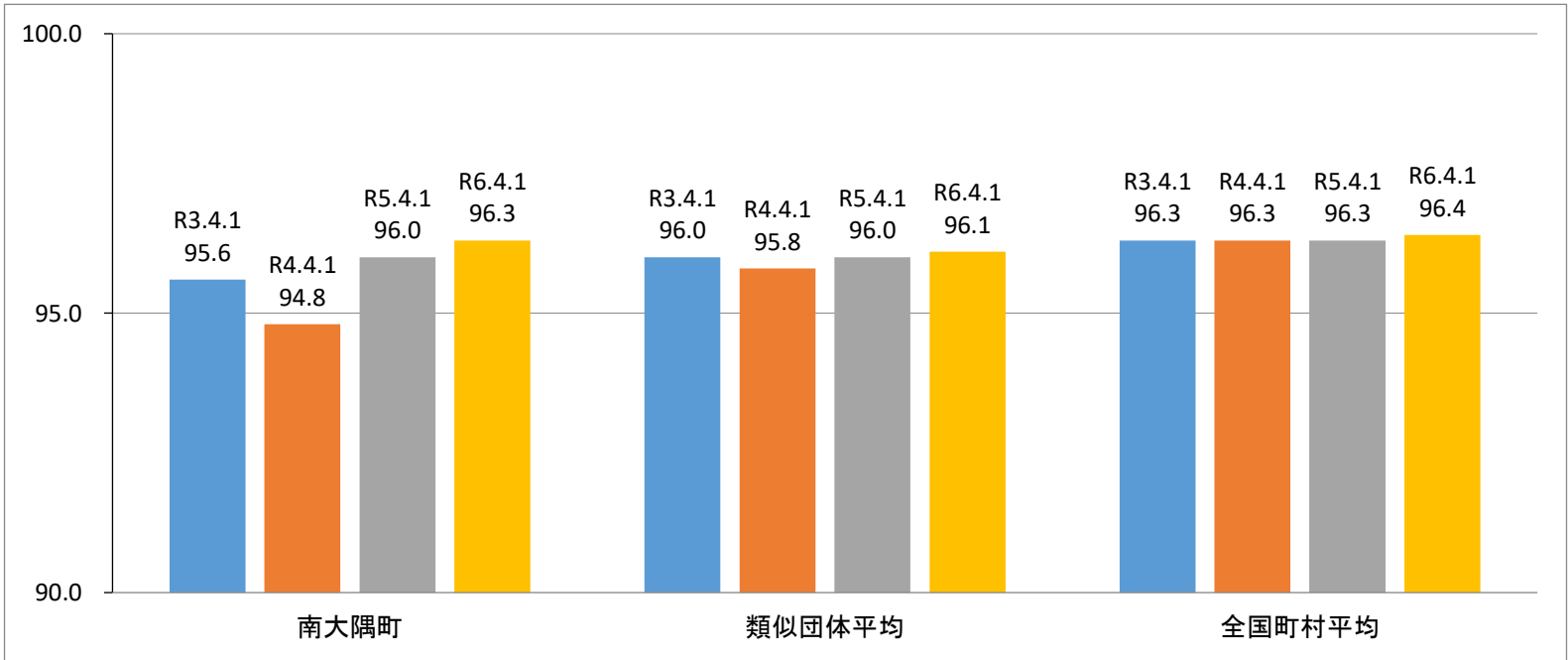
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 6,163	千円 7,495,849	千円 298,599	千円 1,109,211	% 14.8	15.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考) 町村類型Ⅱ-0 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 101	千円 348,107	千円 74,264	千円 141,261	千円 563,632	千円 5,581	千円 5,662

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧 告 (改定率)		
令和5年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

※ 本町は人事委員会を設置しておりませんので、記載を省略します。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
令和5年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※ 本町は人事委員会を設置しておりませんので、記載を省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料の見直し

〔 実施 〕
(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日 (内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、1級のみ据え置きとし、高年齢層については、最大4%の引下げ。激変緩和措置のため、当分の間の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

地域手当は支給していないため対象外。

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施(平成28年4月1日実施)
--

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
南大隅町	43.0 歳	317,695 円	357,279 円	342,467 円
鹿児島県	43.3 歳	313,600 円	392,833 円	344,583 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.4 歳	303,923 円	349,117 円	332,627 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		南大隅町	鹿児島県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	196,700 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	167,100 円	166,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和6年4月1日現在)

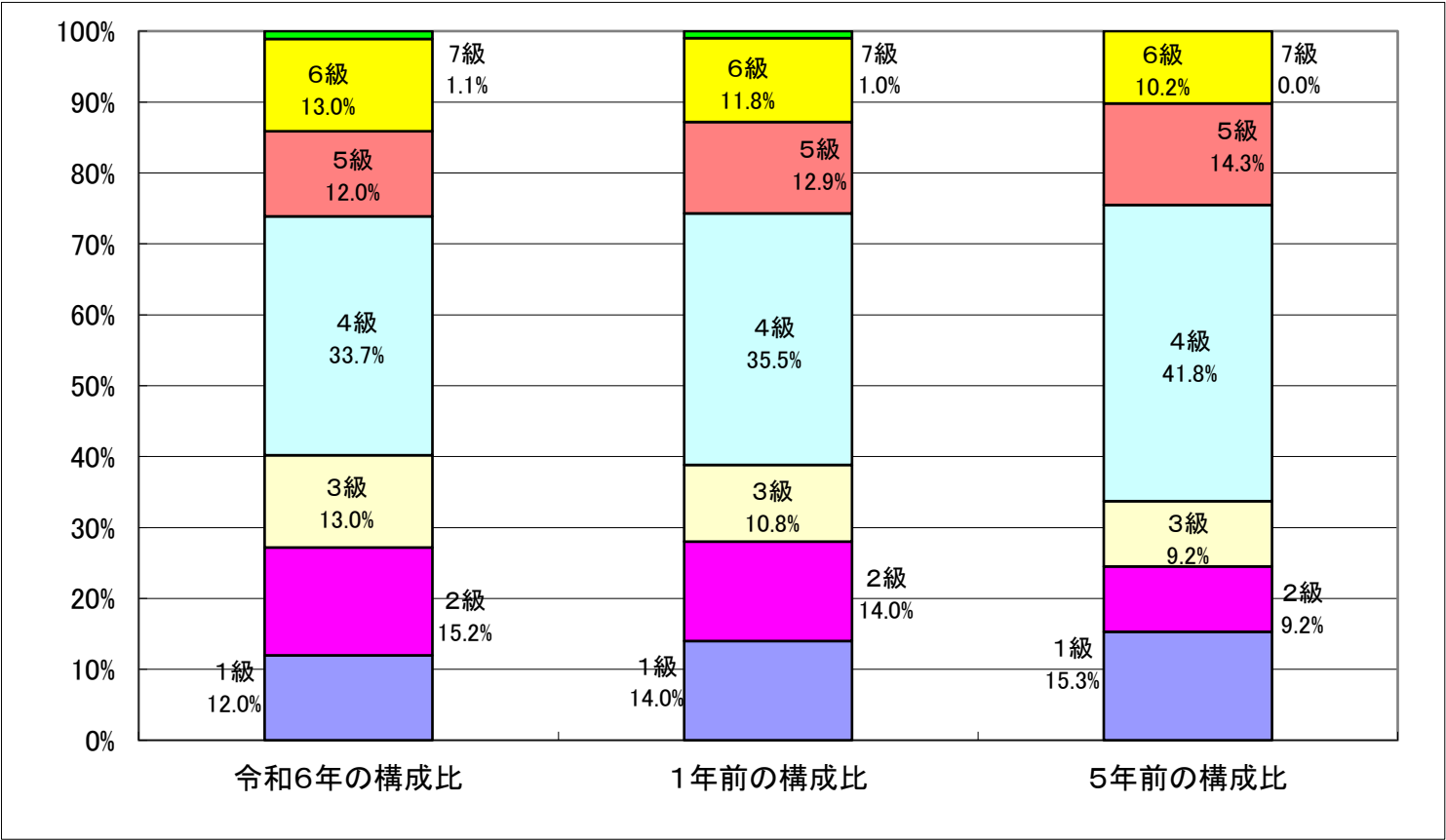
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	265,000 円	0 円	380,200 円	400,600 円
	高 校 卒	244,800 円	321,100 円	365,700 円	381,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

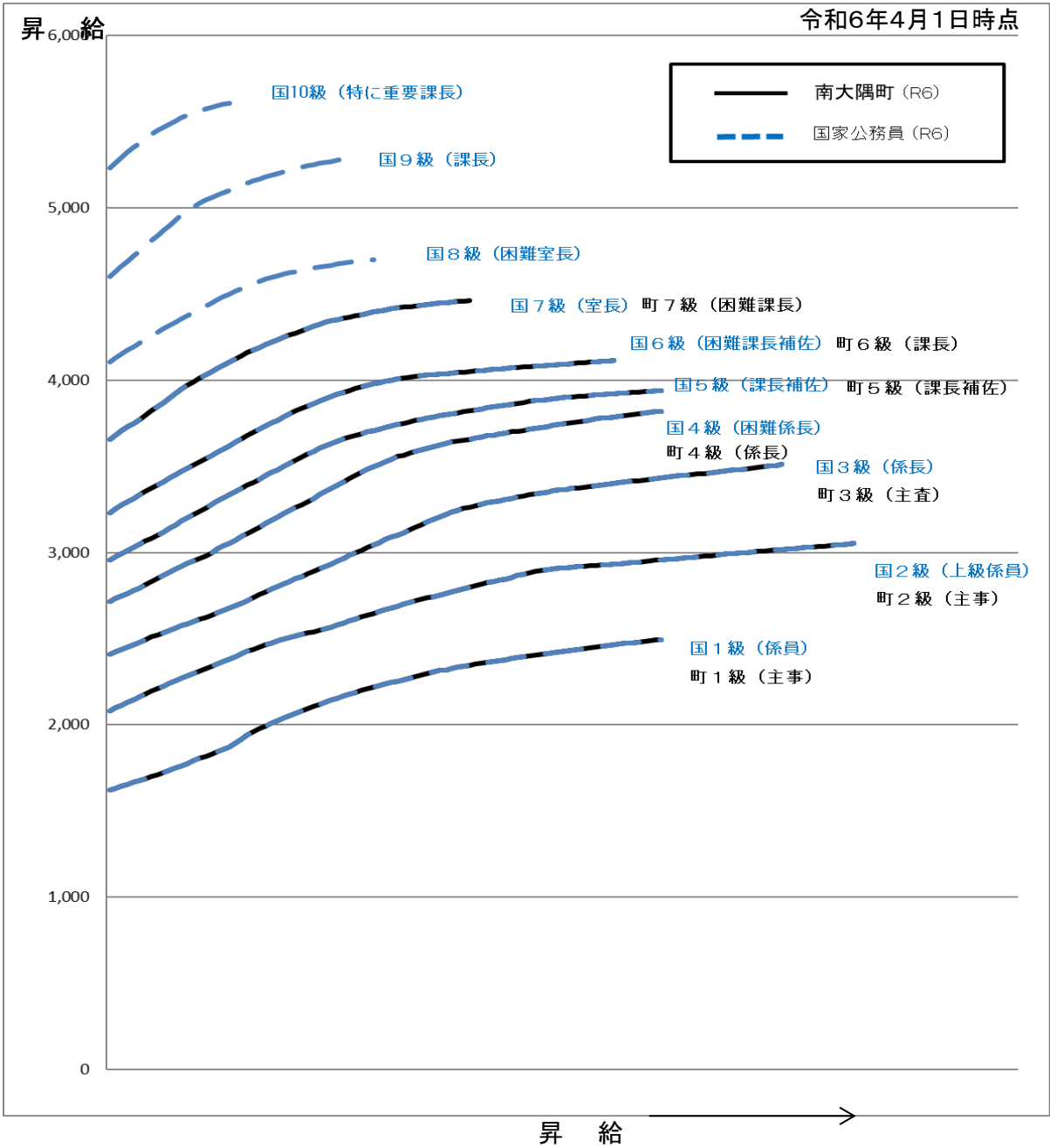
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	・主事補又は技師補の職務 ・主事又は技師(2級に掲げる主事を除く。)の職務	人 11	% 12.0	円 162,100	円 249,400
2 級	・特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	人 14	% 15.2	円 208,000	円 305,200
3 級	・主査の職務	人 12	% 13.0	円 240,900	円 351,000
4 級	・特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主査の職務 ・係長又は副主幹の職務 ・グループ長又は主幹の職務	人 31	% 33.7	円 271,600	円 382,000
5 級	・課長、議会事務局長又は各委員会の事務局の長(以下「課長の等」という。)の職務 ・課長補佐、技術補佐、特に認めるグループ長又は徳認める主幹の職務 ・参事又は技官の職務	人 11	% 12.0	円 295,400	円 394,000
6 級	・困難な業務を所掌する課の長等の職務 ・特に認める参事又は技官の職務	人 12	% 13.0	円 323,100	円 411,300
7 級	・特に重要な業務を統括する課長で町長が定める職務 ・特に重要な業務を処理する参事で町長が定める職務	人 1	% 1.1	円 365,500	円 446,200

(注)1 南大隅町職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一))



(3) 昇給への人事評価の活用状況(南大隅町)

令和6年4月2日から令和7年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)			○		
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南大隅町	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,568 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,600 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 役職加算5～15%、管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(南大隅町)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					○
標準の成績率のみ(一律)			○		
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2)退職手当(令和6年4月1日現在)

南大隅町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 措置(2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 措置(2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	6,092 千円				

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)地域手当(令和6年4月1日現在) 該当なし

支給実績(令和5年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%

(4)特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			15,200 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			7,600,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			1.7 %	
手当の種類(手当数)			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫手当	特定の作業に従事した職員	感染症等に関する特定の業務	－ 千円	日額1,000円
行路病人行路死亡人取扱手当	特定の作業に従事した職員	行路病人・行路死亡人の取扱業務	－ 千円	1回2,000円
診療所医師手当	医療に従事する医師	医療業務	15,200 千円	月額1,000,000円以内

(5)時間外勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	24,378 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	246 千円
支給実績(令和4年度決算)	20,751 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	201 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 特定加算 5,000円	同じ		14,826 千円	224,636 円
住居手当	月額12,000円以上の賃貸住宅に住む職員	同じ		8,726 千円	181,791 円
通勤手当	2kmを超え徒歩以外で通勤する者に段階により設定	異なる	上限10,000円	3,238 千円	67,458 円
管理職手当	本給の10%以内で定額の月25,000円、ただし総務課長は35,000円	異なる	国は25%以内の定額	3,900 千円	278,571 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市 区 町 村 長	760,000	円	(参考)類似団体における最高／最低額		
		(円)	860,000	円／	518,500 円	
	副 市 町 村 長	594,000	円			
		(円)	700,000	円／	456,000 円	
報 酬	議 長	306,000	円	400,000 円／ 230,000 円		
	副 議 長	(円)	—			
		248,000	円	314,000 円／ 182,000 円		
	議 員	(円)	—			
227,000		円	290,000 円／ 165,000 円			
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(令和5年度支給割合)				
	副 市 町 村 長	3.40	月分 (15%加算措置あり)			
	議 長	(令和5年度支給割合)				
	副 議 長	3.40	月分 (15%加算措置あり)			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)		(支給時期)	
	副 市 町 村 長	760,000円×在職月数÷12ヶ月×5.0	15,200,000 円		任期毎	
	備 考	594,000円×在職月数÷12ヶ月×2.8	6,652,800 円		任期毎	
		※退職手当の算定は、給料減額前の額を基礎として計算する。				

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

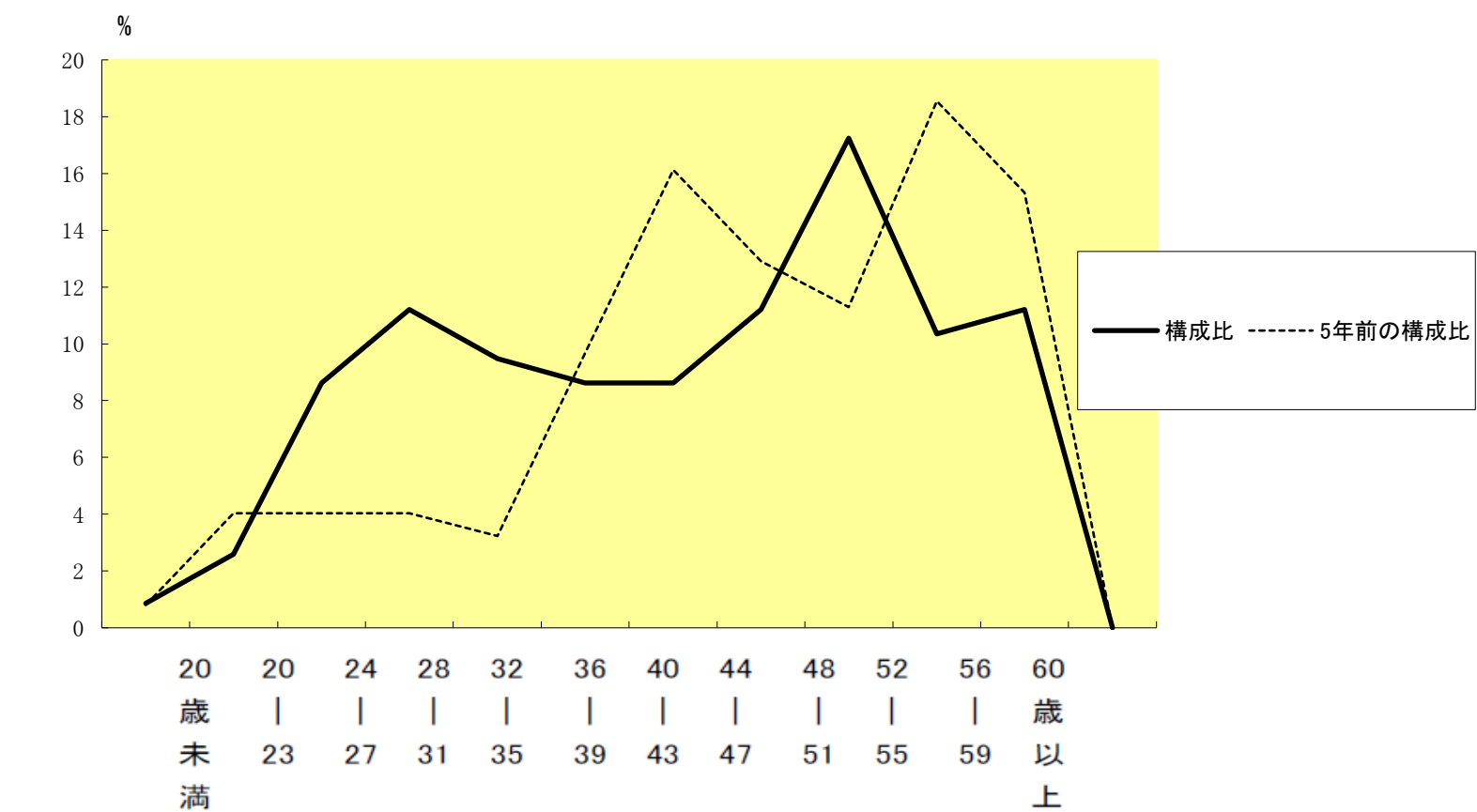
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門 区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 　 　 　 増 　 減 　 　 　 理 　 由
			令和5年度	令和6年度		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門		92	91	△ 1	人口減少に伴う業務量の漸減
		計	92	91	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 147.65 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 141.38 人)
	教育部門		11	10	△ 1	国体推進室解散による減
	消防部門		0	0	0	
	小 計		103	101	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 163.88 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 168.75 人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門			12	12	0	再任用職員配置による人員減
	小 計		12	12	0	
合 計			115	113	△ 2	人口1万人当たり職員数 183.35 人
			[186]	[186]	[0]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含む)
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳〜23歳	24歳〜27歳	28歳〜31歳	32歳〜35歳	36歳〜39歳	40歳〜43歳	44歳〜47歳	48歳〜51歳	52歳〜55歳	56歳〜59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	9人	12人	9人	14人	8人	11人	21人	12人	13人	1人	113人

(3)職員数の推移

部 門 別 \ 年 度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	92人	88人	90人	91人	92人	91人	▲ 1 (98.91 %)
教 育	15人	17人	15人	12人	11人	10人	▲ 5 (66.67 %)
消 防							
普通会計計	107人	105人	105人	103人	103人	101人	▲ 6 (94.39 %)
公 営 企 業 等 会 計 計	12人	13人	13人	13人	12人	12人	0 (100.00 %)
総合計	119人	118人	118人	116人	115人	113人	▲ 6 (94.96 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1)簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和4年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和5年度	千円 312,600	千円 28,835	千円 24,467	% 7.8	% 8.0

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考) 令和4年度平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
令和5年度	人 3	千円 10,918	千円 2,760	千円 3,215	千円 16,893	千円 5,631	千円 4,190

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
南大隅町	36.3 歳	297,267 円	444,315 円
団体平均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円

(注)1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南大隅町(水道事業)		南大隅町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,071 千円		1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,568 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当 2.45 月分 (1.375)月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	期末手当 2.45 月分 (1.375)月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 役職加算5～15%、管理職加算 なし		(加算措置の状況) 役職加算5～15%、管理職加算 なし	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

南大隅町(水道事業)			南大隅町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 措置(2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 措置(2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	対象者が限られるため秘匿		1人当たり平均支給額	6,092 千円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在) 該当なし

支給実績(令和5年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			%	
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価

(5) 時間外勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	1,053 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	351 千円
支給実績(令和4年度決算)	1,279 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	319 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 特定加算 5,000円	同じ		1,002 千円	501,000 円
住居手当	月額12,000円以上の賃貸住宅に住む職員	同じ		- 千円	- 円
通勤手当	2kmを超え徒歩以外で通勤する者に段階により設定	異なる	上限10,000円	120 千円	120,000 円
管理職手当	本給の10%以内で定額の月25,000円、ただし総務課長は35,000円	異なる	国は25%以内の定額	- 千円	- 円